薬種中買仲間と唐薬問屋 一 和薬改会所をめぐる対応から 一

渡 辺 祥 子

要旨

この論文では、日本近世における問屋と仲買の性格を解明する一つの手がかりとして、近世大坂で薬種流通を担っていた、唐薬問屋と薬種中買という二つの株仲間についての分析を行う。

第一節では、茨木屋源八という人物が、和薬種改会所の設立を出願した事件をとりあげる。唐薬問屋・薬種中買はともに会所設立に反対しているが、生業のあり方が違うために、反対する理屈が両者で異なっていることを、それぞれの主張を詳しく読み解く中で明らかにする。

第二節では、薬種中買が大坂町奉行所へ提出した、新たな和薬改会所の構想に関する返答書についてとりあげる。返答書の中で薬種中買は、唐薬問屋との違いを強調し、自分たちは薬種を正しく見分ける力を、職能として身につけていると主張していることを明らかにする。

そしてこれらのことから、問屋・仲買について考えるには、金銭的な取引方法だけでなく、彼らの生業に基づく職能や人的関係などにも着目して、広く社会の中に彼らを位置づけてみる必用があること、それによって彼らの特質や差異が、より鮮明に描き出せることを導き出す。

キーワード:薬種、問屋、仲買、株仲間、社会集団

はじめに

近世大坂における和薬問屋と薬種中買は、和薬取引の上で異なる業態をとっていた。すなわち和薬問屋は、荷主と買い手の間に介在して口銭を取る主体、薬種中買は、問屋などから薬種を買い取って売り捌く主体であった。この違いにより、両者が享保期に和薬改会所を引き受けたときの会所のあり方も、自ずと違ったものになったことについては、拙稿¹⁾においてすでに見たとおりである。

和薬問屋は唐薬問屋も兼ねていたために、そ の後享保 17 (1732) 年に唐薬問屋の株仲間が 6 組で成立した時に、この中の 1 組として加わったが、元文 3 (1738) 年に和薬改会所が廃止された後は、和薬問屋としての公的なまとまりは消滅する。これに伴い、唐薬問屋内でも組としてのまとまりは解かれ、5 組の中に組み込まれてしまった。しかしながら彼らの和薬の問屋としての業態は変化したわけではなく、そのまま存続するのである。そして、天明期以降に再び和薬改会所の開設の話が持ち上がってきたとき、彼らと開設希望者や薬種中買仲間との間で争いが生じることになるのである。

具体的に取り上げるのは、天明2 (1782) 年から同4年にかけて争われた茨木屋一件、およ

び寛政4(1792)年から翌5年にかけての、和薬改会所再設をめぐる動きである。後で詳しくみるように、これらは和薬改会所の設立をめぐる問題ではあるが、これに関係する者たちの主張の中では、唐薬取引の問題も切り離しがたい形で関わりをもってくるのである。唐薬問屋、その中の和薬問屋を兼ねている者、薬種中買仲間といった、それぞれの者たちは、何を主張することにより、自己の存在を他と区別しているか。このようなことに注目する中で、単に問屋は口銭を取り、仲買は自己資金で問屋から買い取るということで問屋と仲買をふり分けることをせずに、もう少し掘り下げて、具体的な事例の中でその実態を明らかにしてみたい。

第1節 茨木屋一件

最初に見ていくのは,茨木屋源八の和薬種改会所設立出願をめぐる一件である²⁾。これについては,「道修町文書」³⁾の中に,「和薬一件御公用之扣并二書上写」⁴⁾と題する,1冊の帳面が残されている。これには,奉行所に提出した一連の口上書等が書き写されてあり,争論の経過や内容について,詳細に知ることができる。この帳面の最後には,「右之通写シ置者,末々二至りケ様類出候らハんや与存候故,如斯逐一書記シ申候也」とあり,薬種中買仲間にとってこの一件は,再び類似の出願が出てくることを警戒し,記録に留めて後々まで残しておこうとするような,重大な問題であったことをうかがい知ることができる。

それではまず、事件の概要を記しておこう。

天明 2 (1792) 年, 茨木屋源八という人物が, 和薬種改会所を設立して自分が頭取となり, 改 会所の支配をしたいと, 大坂町奉行所に出願し た。これに対して唐薬問屋と薬種中買仲間は差 し支えを主張し, 源八と争うことになる。争論 は茨木屋が冥加銀上納を盾にして引き下がらな いことから長引くが, 結局は天明 4 (1784) 年 に, 茨木屋が病気を理由に出願を取り下げて落 着することになる。

このように、和薬種改会所は結局設立されなかったのであるが、争論中に見える三者の主張

には、非常に興味深い点が多い。以下、事件の 経過に沿って、詳しく見ていこう。

事件の発端となった茨木屋の願書は次のようなものである。

史料1

乍恐御訴訟

城州伏見住聚楽鍛冶屋町 願人 茨木屋 源八

- 一朝鮮種御人参弘所
- 一唐物延売買取ど
- 一和薬種改方会所
- 一和薬種之儀者,往古より諸国より作り出シ候儀 二御座候処,先年より紛敷似寄不正之和薬徘徊 仕候儀二御座候,(中略)然ル処和薬之儀者大坂 表より関東者不申及諸国江積下シ申候根元之場 所二て御座候得者,先年之通,以来大坂表二而 相改候時者,不正之和薬種自然与徘徊不仕候儀 二御座候,尤唐薬種之儀者去々子年於大坂表取 締方被為仰付候二付,其砌より不正之唐薬種決 而徘徊不仕候二付,薬種商売人共難有安心仕渡 世仕候得共,和薬之儀者取〆無御座候二付,和 薬二相交紛敷唐薬種売買茂有之候様二粗風聞仕 候,(中略)何卒先年之通於大坂表二和薬改会所 私江御免被為仰付下置候者,唐薬種御取締別而 宜鋪相成申候様二年恐奉存候事,

一唐薬種延売買之儀, (中略)

右奉願上候通御免被為成下候者,和薬改之儀者,薬種中買之者共差加,対談之上差支二不相成候様ニ取計可仕候,勿論唐薬種延売買方之儀茂,薬種問屋之者共相対之上,差支無御座候様二仕度候事,右奉願上候二ヶ條私江被為御免下候者,為御冥加朝鮮種人参一ヶ年二千斤宛相弘申度奉存候,勿論外ニ為御冥加銀百枚差上申度奉存候,(中略)以上,

天明弐年寅十一月十八日

茨木屋 源八 印 (後略)

史料の最初に書き出してあるように、源八の 当初の出願では、和薬種改会所の他に、朝鮮種 人参の売弘めと唐薬種の延売買の取締も望んで いたのであるが、これらについては奉行所から 容易には認められない旨を申し渡されて断念す ることになる。そして翌天明3年正月24日に、 源八は再び和薬種改会所のみについて出願し, 認められれば冥加銀年 100 枚を上納すること も申し出たのである。

ところで、源八は争論の中で、唐薬問屋や薬種中買仲間の者たちと直接交渉を行ったわけではなく、代人を立てていたのである。源八が和薬種改会所について2度目の出願をした、天明3年正月24日の願書の差出人は、「茨木屋源八病気二付代小右衛門」となっており、代人の小右衛門なる人物が印をついている。小右衛門はこの後、病気であるとして退き、佐四郎という別の代人が立てられている。実際に唐薬問屋や薬種中買仲間の者と交渉した代人は、争論の行方を決める上で、重大な位置を占めたはずであるが、彼らはいったいどのような人物なのであろうか。次に掲げる史料は、それを知る上で興味深いものである。

史料 2 5)

口上

一此度和薬種改会所取建申度願人有之候二付,右代 人二罷出候小右衛門与申者,私弟二而御座候, 此儀初而承驚入奉存候,右小右衛門呼寄相尋申 候処,一切同心仕候儀無御座候,近年不仕合二 付,堂島辺江引足仕罷在候処,右代人二出申候 得ハ相応之日雇賃取申儀二付,当時逼迫之身分 二御座候得ハ,畢竟賃銀二抱り右之仕合二御座 候由を申候,然ル所私儀者御厚恩之御仲間之儀 二御座候得ハ,右願人江同心之儀者毛頭無御座 候,(中略)此段書付を以奉申上候,已上,

天明三年卯二月廿五日

鍵屋 六三郎 親 六兵衛 印

小組 御行司御衆中 伊勢講御行司御衆中

史料 3 6)

口上

一此度和薬種改会所取立度願人御座候処,右世話人 二私別家共忰他家相続二参居候筒井佐四郎与申 者,両御仲間江中人二罷出候趣承知仕,奉鷩入候, (中略)已来出入差留メ不通二申付候,乍憚御仲 間御評議之節者,私同心仕候儀無御座候段御披露 被成下,宜敷御執成奉願上度,書付を以奉申上候, 以上

天明三年卯二月

福嶋屋 庄兵衛 印

御仲間御行司衆中

史料 2・3 はそれぞれ、薬種中買仲間の構成 員である鍵屋六兵衛・福嶋屋庄兵衛が、仲間行 司宛に出した詫び状である。これを見ると、小 右衛門は六兵衛の息子 (六三郎の弟), 佐四郎は 庄兵衛の別家の息子であり、 逼塞中であったり 他家相続の者であったりと、自身は直接の仲間 構成員ではないにしろ、そこにかなり近い存在 であることが分かる。そして、史料2にあるよ うに、彼らは代人をつとめることで得られる賃 金が目当てで、代人となったようである。彼ら はおそらく、交渉の代理だけでなく、願書の作 成自体にも深く関わっていたものと考えられ る。源八と彼らがどのような経緯で接触したの かは不明であるが、源八にとって彼らは、訴訟 を有利に進める上で不可欠の存在であったろう し、逆に薬種中買仲間にとっては、仲間の事情 をよく知る者を敵に回して争うわけで、その対 応は容易なものではなかったはずである。

さて,正月24日の源八の出願を受けて,唐薬問屋年行司・薬種中買仲間年行司が奉行所へ呼び出され,差し支えがあるかどうかを問われた。そこで両者は源八の代人と対談をした上で,2月25日に「両仲間とも差支之儀有之」とする返答書を奉行所へ提出したのである。

それではここで、源八の構想していた和薬種 改会所とはどのようなものなのか、源八が作成 した仕法書により見ておきたい。

史料4

和薬種改会所仕法書

- 一和薬種, 改会所二而相改候事,
- 一和薬問屋共,是迄唐物問屋株二而和薬商内仕来 候儀二御座候,以来者和薬問屋株五十軒御免被 下置候得者,右之者共ヨリーヶ年二而一株二付 銀六十匁宛二而貸付申度奉存候事,
- 一是迄和薬取扱仕候者共之儀者,外商売之者・或 者裏店住居仕候軽者共・国々ヨリ内縁二而和薬 取扱仕候者共,多有之候,別而右躰之者共より, 紛敷不正之和薬取扱仕候義二御座候,以来右躰

之者共より和薬問屋江荷物差出候様二, 乍恐摂 河江御触流被為仰付被下候様二仕度奉存候事,

和薬種類改方之事

一物躰和薬類者, 都而箇入・樽入・大袋入二仕候 而, 凡五十斤入二御座候,

此改料壱斤二付五分以下之品

壱箇二付銀五分宛, 樽入同断,

大袋入同断.

同壱斤二付六分より壱匁迄之品 壱箇二付銀壱匁宛, 樽入同断, 大袋入同断,

(中略)

尾張真珠, 懸目四匁二付銀壱分宛 右之外, 右割合を以悉相改候事.

まず注目したいのは、前半3条目の記述である。源八は、これまで和薬を取り扱ってきた者たちには、「外商売之者」・「裏店住居仕候軽者共」・「国々ヨリ内縁二而和薬取扱仕候者共」が多くいて、このような者たちが不正な和薬を取り扱ったりしているのだとしている。これは事実なのであろうか。そこで見ておきたいのは、時期はやや遡るが、享保7(1722)年に、薬種中買仲間の一員である伏見屋市左衛門と福嶋屋吉兵衛が、「大坂表薬種商売人之品」について述べている記述である。

史料 5 7

覚

御座候

一大坂道修町薬種屋共之事

右薬種屋店之儀者,御当地本町三丁目之こと く往古より同商売並居,諸薬種吟味いたし 国々江積下申商人,凡百拾軒余只今御座候

一道修町之外町々二,薬種小売商人或者他商売兼 候者共,凡七百軒余御座候事 内百五拾軒斗ハ,長崎諸荷物取捌仕問屋二而

又拾軒余. 和薬種専相兼候問屋御座候

- 一大坂諸問屋共江,国々産之和薬手筋を以積登せ 取捌仕商人,町中二余多御座候,員数難斗候
- 一同裏店或ハ端々に,独身体二而せり売商人与申 て薬種取なやみ申者,数多御座候

六月廿一日

(後略)

この史料全体の解釈については、拙稿 8)にお いてすでに分析したので、詳細には触れないが、 大きく分けて 1 条目と 2 条目が、薬種を専門 的・大量に取り扱っている者たちについての記 述、3条目と4条目は、専業的なルートを介さ ずに単独・小規模・個別的に薬種を取り扱って いる者たちについての記述となっている。この うち4条目にある「国々産之和薬手筋を以積登 せ取捌仕商人」は、源八の記述にある「国々ヨ リ内縁二而和薬取扱仕候者共」と一致し、4条 目の「裏店或ハ端々に、独身体二而せり売商人 与申て薬種取なやみ申者」は、源八の記述にあ る「裏店住居仕候軽者共」と一致しているので ある。また、伏見屋・福嶋屋は、1・2条目が指 している薬種中買・唐薬問屋・和薬の問屋・薬 種小売商人と、それ以外の非専門的な存在、す なわち3条目や4条目のような存在を明確に区 別してとらえており、とりわけ4条目のような 存在については、別の史料中で、薬種のことを よく知らぬままに商売している、信用のおけな い者たちであるとも述べているのである。これ らのことを総合すると、大坂における薬種取引 についての源八の認識は、不正の状況について の表現には誇張があるとしても、取引のあり方 については、おおむね正確にとらえているとみ ることができよう。

それではなぜ、伏見の住人である源八が、大坂での薬種取引のあり方について、正しく把握することができたのであろうか。ここで浮かび上がってくるのが、先にみた代人の存在である。 史料4にあるような、薬種取引についての正確な認識は、小右衛門や佐四郎のような、薬種中買と近い関係にある人物との関わりの中で得られたものなのではないだろうか。おそらくはこの仕法書の作成にも、彼らが関わっていたものと考えられる。

さて、史料4で次に注目したいのは、前半の2条目にあるように、源八は50軒の和薬問屋株を得て、それを1株につき1年あたり銀60匁で貸し付けたいと願っていることである。全ての株を貸し付ければ、1年に銀3貫目となる。冥加銀として銀100枚(=銀4貫300目)を支払えば、これだけではマイナスになる。もともと源八は、朝鮮種人参の売り弘めと唐薬種の

延売買取締の分も含めて、この冥加銀の額を申 し出ていたわけで、源八としては、やや当てが 外れた形になったのであろうが、史料の後半に あるように、和薬種の改料は別に徴収するので あるし、後述のように、この改料はかなり高額 であると薬種中買から批判を受けていることも 考えあわせると、冥加銀を支払っても余剰銀が 出て、それを源八が入手できると見込んだので あろう。一方、これまで和薬種の取引を行って きた、 唐薬問屋のうち和薬商売を行っている者 たちは、もし源八の出願が認められれば、株を 源八から借りて営業しなければならなくなり. 新たな出費を強いられることになろう。ところ で、史料4の後半部分では、改会所での具体的 な改めかたについて述べられているが、この改 めは誰が行うのであろうか。そこでふりかえっ て史料1をみてみると、源八は奉行書に提出し た願書の中で、「和薬改之儀者、薬種中買之者共 差加」、対談して差し支えのないように行うと述 べている。すなわち、源八の構想においては、 和薬問屋 ≠ 和薬種改会所であり、和薬問屋から は株の貸付銀をとり、薬種中買は改めを行うの に利用するという考えだったようである。薬種 の取引の際、実際に薬種の品質などの目利きを 行うのは薬種中買なのであり、彼らに和薬の改 めをさせようと考えるのは、取引の実情に合っ ていることといえる。このようなことからは、 源八が薬種中買と近い関係にある者を代人とし て引き込み、改会所について周到に構想した上 で出願に至ったことがうかがえるのである。し かし、その構想とは、結局のところ既存の薬種 取引者たちを利用して、源八が銀を吸い上げる だけのもので、問屋や薬種中買がこれに反対し て差し支えを申し立てたのは、当然のことで あったといえよう。

ところが、唐薬問屋や薬種中買仲間たちの反対にも関わらず、この一件はこれだけでは決着しなかった。大坂町奉行所は両仲間に対し、差し支えの理由をはっきりさせて願人と再度話し合いをするようにと、2度にわたって命じたのである。この時奉行所は、「問屋仲買とハ意味も違候故」として、問屋と中買それぞれ別々に返答書を差し出すように命じ、これ以後は各仲間で別々に口上書を提出することになる。

それではまず、唐薬問屋の対応からみていこう。4月27日、唐薬問屋惣行司は、自分たちが提出した口上書の写しを、「其元方御仲間江御目二掛ケ申候」として、中買のところへ届けた。口上書は4月25日付のものと26日付のものの2通があり、実際に提出したのは26日付の方だけなのだが、提出されなかった25日付の方の内容も、大変に興味深い。以下、この2通の口上書について、その違いに注意しながら見ていこう。

史料 6

乍恐口上

唐薬問屋年行司共

- 一此度茨木屋源八願上候和薬種改会所并和薬株之 儀二付,私共仲間和薬手馴之者共存寄承り糺奉 申上候儀二而御座候得共,差支之有無行届不申 二付,右源八代之者江応対も及延引,勿論御上 江奉申上候儀も行届不申二付,和薬手馴之者共 より直訴申上度,尤年行司共之内壱人付添奥印 仕罷上り申段,昨廿四日御断奉申上候所,仲間 之者共存寄承り糺年行司取次可申上筈之役,右 奉申上候趣二而者年行司共之意味も違候儀与被 仰付候段奉畏候,依之右之意味和薬方之者江申 渡,則和薬方之者共存寄左二奉申上候,
- 一和薬手馴之者儀者, 往古八組薬屋之砌より数代 和薬種商売二而渡世仕罷在候所, (中略) 今日迄 唐和相兼無滞商売仕, 大勢之者渡世仕罷有候御 儀, 然ルニ右源八願之通被仰付候而者, (中略) 右源八願受之和薬株借り株にて商売仕候様相成 候、 左候へハ五十株之内凡廿株和薬手馴之者共 江借り、残り三十株之所、望人次第二借り受申 様相成候, 都而商売人仲間組等拵候者, 仲間商 売躰申合等仕,取締仕候を以渡世仕候御儀,卅 人も相増心底も不存候者共と組合二而中々渡世 茂出来不申, 御上二ハ借り株仕候得者差支申事 八無之与被為思召候得共, 壱人差加申茂万事聞 糺候, 心底之相知不申者者差加不申義二候, 且 又改会所出来, 自然諸荷物他国江差送り申様二 相成候事八, 御当地之商売人渡世難成候様二相 成候哉与此段も歎ケ敷奉存候, 何分右願之通被 為仰付候而者大二差支、和薬手馴之者者必すと 困窮仕候間,幾度御尋被為成候共差支之儀願上 呉候と, 手馴之者共申之二付, 乍恐奉申上候,

何卒右源八願之所御差止被為下候得者,仲間之者共一統難有奉存候,以上

天明三卯四月廿五日

唐薬問屋年行司

日野屋 彦兵衛(以下四名,略)

御奉行様

史料 7

乍恐口上

(中略)

一右源八願二付,仲間之者共相調べ申候処,唐薬 種斗商売仕候者共儀者, 和薬種之儀二付差支之 儀八無之. 別紙二名書差上候和薬手掛之者共八. 是迄唐薬問屋株二而和薬商売無滞仕来り罷有候 処,源八願之趣二相成借株二て商売仕候而ハ手 狭二相成, 且八会所改料取候儀, 諸国荷主共了 簡不能, 自然御当地江登り込候荷物他所へ差送 候様二成行, 御当地へ出候和薬種無数相成可申 哉与存,対談も行届不申儀二御座候,然レ共御 冥加銀上納仕, 并不正之唐薬取締二も可相成趣 申立願上候儀, 仲間之者共差支斗申上候而ハ恐 多奉存候二付, 源八願上之和薬種株且改会所, 私共仲間和薬手馴之者共へ被仰付被下候ハゝ. 源八対談之上差加. 尚又和薬方年来仕来候者共 故, 諸方江差支無之様相考, 仕用書奉差上度奉 存候,何卒被為御聞届成被下候ハゝ難有奉存候, 已上

天明三年卯四月廿六日

唐薬問屋年行司

五人 連印

御奉行様

25 日付の史料 6 で、まず注目したいのは 1 箇条目の内容である。ここでは、この口上書を年行司が作成するに至った経緯が述べられている。叙述に従ってその経緯をまとめてみると、次のようになる。

茨木屋の出願の件について、仲間のうち「和薬手馴之者共」に意見を尋ねた上で、年行司から奉行所へ上申した。→その後、源八側との話し合いは不調で延び延びになっている。→そこで、年行司1名を付き添わせて「和薬手馴之者共」から直訴を行いたいと考えた。→しかし奉

行所から、それでは仲間の意見を取り次ぐべき はずの年行司の意味がたたないとして、退けら れた。→そこで、和薬方の者(=「和薬手馴之 者共」)の意見を年行司である自分たちが以下の 通り上申する。

この経緯から分かるように、 唐薬問屋の中で 茨木屋の件に関して意見を言っているのは、「和 薬手馴之者共」、すなわち唐薬とともに和薬も取 り扱っている問屋だけであって、その他の者た ちの関与はみられない。年行司ですら、仲間を 公的に代表する立場として. 「和薬手馴之者共」 の意見を上申しているだけなのである。ここに は、唐薬問屋の仲間としての性格が、よく反映 されている。すなわち、彼らは唐薬問屋という ひとつの仲間を形成しているが、生業のあり方 は必ずしも同様ではなく、唐薬だけを扱ってい る者もいれば、和薬・唐薬ともに扱っている者 もいるのである。茨木屋の件は和薬に関するも のなので、唐薬しか扱っていない者には直接の 利害が生じない。それで年行司も、「和薬手馴之 者共」にしか意見を求めなかったわけである。 ところが町奉行所の対応は違っている。和薬に 関することであっても、あくまで唐薬問屋とい う仲間単位での意見を上申するように求めてい る。町奉行所側は唐薬問屋のことを、ひとつの 支配単位である株仲間という枠組みの中でしか とらえておらず、現実の唐薬問屋のあり方をふ まえた年行司の認識との間には、ずれが生じて いることが見てとれよう。

さて、それでは「和薬手馴之者共」の意見は どのようなものなのか、2箇条目の内容をみて いくことにしよう。内容全体としては、源八の 出願が認められてしまうと差し支えるというこ となのであるが、具体的に問題としているのは、 次の2点である。

- (1) 源八の願いどおりになると,和薬株50 株のうち20株ほどを源八から借りて商売しな ければならず,また残る30株ほどは素性のし れない者が借りて商売を始めることになってし まうこと。
- (2) 改会所が出来ることで、もし諸荷物が 他国へ送られるようになってしまえば、大坂の 商人が困窮すること。

このうち、(1) に関わる叙述が興味深い。商

売人が仲間や組などをつくるのは、商売の仕方 について申し合わせ、取締りをすることでうま く商売ができるからであるのに、性根の分から ぬ者が30人も増えては、組み合うことなど出 来ないのだという。そして更に、お上には分か らぬだろうが、1人加えるのにさえ万事を聞き ただし、信用できない者は加えないほどのこと であるのに、とまで言っている。町奉行への批 判とさえ受け取れる、強い反発の含まれた発言 である。それだけ彼らにとって切実な問題であ ることがうかがえよう。また、ここからもうひ とつ分かることは、「和薬手馴之者共」は20名 ほどであり、彼らは自分たちを「組」に近いま とまりだと認識しているということである。彼 らはもちろん唐薬問屋という株仲間の一員なの であるが、その中でも和薬を取り扱う者として、 一定程度独自のまとまりを持っていたようなの である。唐薬問屋成立当初、仲間は6組に分け て編成されていたのであるが、その内の1組は 「和薬問屋相兼候問屋共」と呼ばれる、和薬改 会所を勤めていた者たちの組なのであった。和 薬改会所が元文3年に廃止された時にこの組は 解消され、残る5組の中へ割り加えられたこと で、公式には和薬を取り扱う者のまとまりは無 くなる。しかしその後も、一定程度独自のまと まりを保ち続けたようで、そのことがうかがえ る史料が、「道修町文書」の中に残されている。

史料 8 9)

(包紙)

「真偽改ニ付, 唐薬問屋之内行司日野屋治右衛門・小西長兵衛呼寄致通達候, 則承知請書取之候事,

寛政三亥十二月 写 」

覚

一和薬種真偽御改之目録壱通,右書面之通承知 仕慥二預申候,以上

亥十二月十八日 和薬種行司

小西 長兵衛 印

日野屋 治右衛門 印

薬種仲買御行司様

この史料は、寛政3(1791)年12月に、和

薬種の真偽改めに関する条目を中買仲間が作成し、それを唐薬問屋のうち和薬を取り扱っている者へ通達した際に作成された請書である。中買仲間から通達を受けた小西・日野屋は「和薬種行司」という肩書きになっている。この年に唐薬問屋を代表する立場である年行司を勤めたのは、小西伊兵衛・鍵屋孫兵衛・日野屋作右衛門・小西藤右衛門・小西孫兵衛の5名であり¹⁰⁾、和薬種行司とは重なっていない。すなわち、和薬を取り扱う者たちは独自に行司を立てているということである。しかも和薬に関することの場合は、中買仲間も唐薬問屋年行司を通さず、直接和薬種行司へ通達を行うこともあるということが、ここから読みとれよう。

さて、こうして「和薬手馴之者共」が差し支えの内容を説明し、それを年行司が上申する形で源八の出願の差し止めを願っているのが、4月25日の口上書の内容だったわけであるが、これは前述のように、結局奉行所へ提出されなかった。そして翌26日に作成し直された、史料7の口上書が提出されるのであるが、ここで唐薬問屋の主張は大きく転換するのである。以下、その違いに注目しながら、史料7をみていこう。

まず第一に注目したいのは、口上書の内容を 語っている主体の違いである。差出人は同じ唐 薬問屋年行司であるが、史料6では、願いの内 容を語っているのは「和薬手馴之者共」であり、 最後の部分で「手馴之者共申之二付、乍恐奉申 上候」と述べているように、年行司は彼らの意 見を取り次いでいるだけ、という書き方になっ ている。それに対し史料 7 では、「右源八願二 付,仲間之者共相調べ申候処」とあるように, 年行司が主体的に取り調べて上申しているとい う書き方になっている。引用を略した1つ目の 箇条でも、 源八とのこれまでの対談がまとまら なかったことについて、概略を記しているだけ で、史料6で述べられていたような「和薬手馴 之者共」の動きには一切触れられていない。前 述のように、町奉行所側では唐薬問屋というま とまりを重視しているので、「和薬手馴之者共」 を前面に出すような表現をとることは、この意 向にそぐわないものとして控えられたものと考 えられる。

次に口上書で述べられた意見の内容であるが、大きくは次のようにまとめることが出来る。

- (1) 仲間のうち、唐薬種のみを取り扱っている者には差し支えは生じないが、和薬種も取り扱っている者は、源八から株を借りて商売するのでは手狭になり差し支える。
- (2) 改会所で改料を取れば、諸国荷主に気受けが悪くなり、大坂への和薬種の廻着量が減少するおそれがある。
- (3) しかし、仲間の者共の差し支えばかり 申し立てるのは恐れ多いことなので、源八の出 願している和薬種株と改会所を、仲間のうち和 薬手馴れの者共へ申し付けてほしい。

このうち、(1) と(2) は、史料 6 でみた差し支えの内容(1)・(2) と比べてみると、ほぼ同様のことを述べているのがわかるであろう。ところが、史料 7 には新たに(3) の内容が加わっている。すなわち、和薬種株と改会所は、自分たちに申し付けてくれれば、源八も加えて運営すると申し出ており、源八の願いを全面的に差し止めるよう願った史料 6 とは、相反する内容に変化しているのである。

この変化の理由として、史料中では「御冥加銀上納仕、并不正之唐薬取締二も可相成趣申立願上候儀」であるから、仲間の差し支えばかり申し立てるのは恐れ多いと述べている。この時期、大坂では多数の仲間や会所設立願いが起こされている。却下されたものも多いが、多額の冥加銀上納とひきかえに認められるものもあった。これには町奉行所側の、冥加銀収入を増やしたいという意向が影響していることは、古くから指摘されている¹¹゚。ここでも冥加銀をことさらに意識した表現が取られており、町奉行所の態度を気にして、あくまで反対で押し切るようなことは避けようという判断がとられたものと考えられるのである。

しかし、唐薬問屋たちは源八の出願を全面的に容認したのであろうか。これより後、奉行所から再度源八との話し合いを命じられたのを受け、7月10日に唐薬問屋は再び口上書を提出するのであるが、この中では唐薬問屋が考える和薬種株と改会所についての具体的な構想が述べられているので、これを手がかりに考えてみよう。

史料9

乍恐口上

- 一(中略) 源八方へ対談仕候所,源八申二者,私 共仲間より願之仕用と者如何仕候事哉と相尋申 二付,左之通之仕方二而奉願上候趣申対談仕候, 則私共仲間之内和薬相兼居候者共存寄左二奉願 上候
- 一和薬種問屋株五拾株,和薬種相兼居候者とも廿 人江御免被為成下,右廿人之内二人取締役被仰 付被下度候御事.
 - 但,右之趣被為仰付候得者,五拾株之内当時 商売仕居候者共廿人江壱株宛名前相記,残り 三拾株当時明株二仕置,仲間内より分家致候 者并手代別家之者共追々名前相記申度候,
- 一改会所相建,改方之儀者無料二而相改可申候, 尤改日一ヶ月に十五日二相定,勿論差急候品者 休日二而も改方仕候,
- 一御当地入込候和薬種,何れへ引受候とも一旦和 薬問屋之者江差出,相対ヲ以売渡候様, 摂河御触流被為成下度候御事,
- 一御冥加銀, 毎年銀子百枚宛奉上納候御事,
- 一御冥銀并会所表諸入用出銀之儀ハ, 和薬問屋商 売仕候者共より割出し, 会所江出銀仕候,
- 一茨木屋源八儀ハ,和薬種改受不申,無印之荷物 蜜々に商売仕候者見改役,被為仰付被下度,左 二候得者源八世話料之儀者,和薬問屋之者共ヨ リ相賄可申候.

右之趣を以願人源八江対談仕候所,源八不承知之趣申之候,(中略)然上者右源八御願申上候儀御差止メ被為成下,何卒是迄之形二被為差置被下度奉願上候.

然れ共右願之義,何れ被為仰付候御儀二御座候得者,私共仲間和薬商売仕来り候者共江被為仰付被 下候者難有可奉存候,以上

天明三年卯七月十日

唐薬問屋年行司 五人

御奉行様

彼らの構想は、以下のようにまとめられるであろう。

(1) 和薬種問屋株 50 株は、唐薬問屋のうち 和薬種を兼ねている者 20 名へ一括して願受け、 残りの 30 株は仲間内で分家・別家などが発生 するまで明き株とする。

- (2) 改会所を建て、無料で改めを行う。
- (3) 大坂へ入荷される和薬種は、いったん全て和薬問屋へ差し出させる。
- (4) 冥加銀は毎年銀 100 枚を上納する。この費用及び会所の諸入用は、和薬問屋商売をしている者が負担する。
- (5) 茨木屋源八は、改めを受けていない和薬種を密かに売買する者がいないか見改める役とし、源八の世話料は和薬問屋の者たちが負担する。

これによると、彼らの構想は源八の構想とは かなり違っていることが分かる。まず、(2)の 改会所の改料は、源八は和薬種の荷数に応じて 徴収するとしているのに対し、この構想では無 料で行うとしている。しかも(4)にあるよう に、 冥加銀は源八案と同額の銀 100 枚を上納す るが、諸費用も含めて自分たちが全額負担する というのである。また、(1) の和薬問屋株は、 唐薬問屋のうち和薬種商売を兼ねている者(以 下、本稿では彼らのことを「唐和兼業問屋」と 呼んでおく) 20 名へ、50 株まとめて願い受け たいとしており、その場合に明き株となる30 株も、仲間内での増員に備えるものとして、外 部者への貸付は想定していない。すなわち、株 を全て「唐和兼業問屋」内で取り込む形を願っ ているのである。その上で、(5) にあるように、 源八に対しては、彼を株の所有者として「株料」 を渡すことは否定しつつ、自分たちの行う改め を手伝うことへの「世話料」を支払うという形 にして、その存在を容認する態度を取っている のである。

ただし、この口上書の結論としては、史料の 最後にあるように、この案では源八や中買仲間 の同意が得られなかったので、源八の出願を差 し止めてこれまで通りの形を望むとしており、 どうしてもというなら「唐和兼業問屋」へ会所 を申し付けてほしいという順序での願いになっ ている。彼らとしても積極的に自分たちが引き 受けたいというわけではなく、やむを得ない際 の容認策として、この案を出してきたわけであ る。

ここまでは唐薬問屋の対応をみてきたが,次 に薬種中買仲間の対応について見ていきたい。 薬種中買仲間も、唐薬問屋にやや後れて、4月 晦日に次のような口上書を奉行所に提出した。

史料 10

乍恐口上

(前略)

- 一右源八奉願上候和薬種改之儀者, 先年享保七寅 年私共仲間被為仰付候. (中略) 尤唐薬与違. 和 薬之儀者諸国より出申物二御座候、当所計二改 所仕候而も, 京都・江戸ニも無御座候而者行届 不申儀二御座候、先年之通江戸・京・大坂とも 被為仰付候御儀二御座候者, 先規之通私共仲間 江被仰付被下候様仕度乍恐奉願上候, 右願人申 立候通当所計二改所仕候而者、諸国より当所江 出候荷主共事六ケ敷存, 又者臨時掛り物抔いと ひ、自然と外々江相送候様二相成可申哉、 尤諸 国江私共仲間内より諸薬種積送申候得者, 其 国々より産物之和薬交易致相送申儀二御座候処, 臨時掛り物多く御座候而者自然と外江廻り, 依 之私共売捌仕候商売方迄も差障りに相成申候而 歎ケ敷奉存候, 和薬種之儀者唐薬与違, 俵数者 夥敷御座候得共,銀高二積り候而者聊成義二御 座候, 然ル処願人仕法帳二壱俵二付五分より五 匁迄与積り申候得者, 夥敷銀高二相成申候二付, 前文二奉申上候通、荷主方掛り物多く相成候而 者登り荷物も減少仕、商売方手狭二相成申候而 難渋仕候, 尤真偽相改候儀者(中略)私共仲間 二而常々相改申儀二御座候.
- 一此度和薬問屋株, 新矩二五拾株被為仰付候様御 願申上候段, 此儀唯今迄和薬問屋与申別株も無 御座. 只唐薬問屋之内二而銘々勝手ヲ以. 関東 筋・山城・大和・紀州・勢州抔より出候和薬種 を引請商売仕候儀二御座候、私共仲間ハ前文二 奉申上候通, 諸国江込薬差送申候先方国々産物 交易致差登せ申候、右代口物手前二而も潰し二 仕候, 又者外々江も直段之高下を計売捌申候儀 二御座候, 然ル処右株出来候て, 向後右株之者 より外江者売捌候儀茂不相成候様二成行申候而 者, 殊之外手狭二相成甚難渋二奉存候, 先年被 為仰付候通,薬種商売人之外迄も手広商売仕候 様被為仰付候二付、年々諸国ヨリ産物も多、素 人迄諸国売物代之交易, 又者諸問屋共迄産物夥 敷登申義二御座候, 然ル所右躰二相成申候得者, 売捌キ・買方とも手狭に相成、 自然与登和薬も

外々江相廻減少可仕奉存候, (中略) 何卒仕来之 通被為仰付被下候ハゝ, 仲間之者共一統難有可 奉存候, 以上,

天明三卯年四月晦日

薬種中買年行司 五人

御奉行様

全体として源八の出願を全面的に否定する内 容になっているが、まず注目しておきたいのは、 この口上書が誰の意見で作成されたのかという ことである。差出人は薬種中買年行司になって おり、仲間の代表者が作成しているという形式 からみれば、史料 6・7 でみた唐薬問屋年行司 作成の口上書と同じである。しかし、内容まで ふみこんでみると、両者には明らかな違いがみ られるのである。先に見たように唐薬問屋の場 合は、この一件での実質的な当事者は、仲間の うち「唐和兼業問屋」の者たちのみであり、口 上書も彼らの意見が述べられたものであった。 つまり、必ずしも年行司が唐薬問屋全体の意見 を代表して述べたものとはいえないのである。 それに対し、中買仲間の場合は、口上書の中で 使用している主語は「私共仲間」であって、仲 間全員の問題として意見が述べられている。す なわち、年行司は仲間全体の意見を代表して、 この口上書を作成したとみることができる。こ のことは別の角度からみれば、中買仲間は基本 的に全員が和薬の取引に関わりうる立場にある ことを示しているということができるであろ う。

それでは本文の内容をみていこう。彼らの意見は、前半では和薬種改会所のこと、後半で和薬間屋株のことと、大きく2つに分けて述べられている。まず前半では和薬種改会所の問題点について述べているが、それを整理してまとめると、次のようになる。

- (1) 和薬改めは、先年は自分たちに申し付けられたものである。
- (2) 和薬は諸国から産出するものなので、 大坂だけに改会所を作っても改めは行き届かないし、大坂への和薬廻着量の減少をまねくこと にもなり、自分たちの商売にも差し支える。
 - (3) 源八出願の改料は高額すぎ、これも和

薬廻着量の減少をまねくことになる。

(4) 先年通り江戸・京にも設置するのなら、 大坂では先年通り自分たちに申し付けてほしい。

そして後半では、和薬問屋株が出来れば差し 支えるとして、その事情を次のように説明して いる。

- 〈1〉 これまで和薬問屋という株立てはなく, 唐薬問屋の一部が、自由に関東筋・山城・大和・紀州・勢州などからの和薬種を引き請けているだけである。
- 〈2〉 自分たち薬種中買仲間は、諸国へ薬種を送り、 先方の国々で産出する和薬種を交易で入手し、 それをまた売り捌いている。
- 〈3〉 和薬種は、素人も諸国への売り物代銀との 交易で入手し、 諸問屋へも諸国から送られてく るものである。
- 〈4〉 それなのに、和薬問屋株所持者のみが集荷を独占することになれば、売買が手狭になり、 大坂への廻着量も減少してしまう。

そして最後に、源八の出願が認められれば渡世に差し支えるので、これまで通りとしてほしいと願う、というのがこの口上書の内容である。

この中でまず注目したいのは、改会所と和薬 問屋株について、わざわざ段落を分けて記述し ている点である。さきの唐薬問屋の史料7では、 両者はほぼ一体として記述されており、 和薬種 改会所=和薬問屋株という位置づけである。こ れは、和薬問屋株が出来れば、その際に和薬問 屋となるのは当然自分たちであるという認識が 根底にあり、その上で改会所を作るなら自分た ちが引きうける、という理屈のもとでの主張で あった。いっぽう薬種中買は、改会所を作るな ら自分たちが引きうけるが、和薬問屋株が出来 て和薬問屋たちに独占されるのは困ると言って おり、自分たちが和薬問屋株を入手しようとす る志向は全くみられない。すなわち、和薬種改 会所≠和薬問屋株という位置づけなのである。 和薬種が諸国から送り込まれてきて、それを各 地へ売り捌くという荷の流れだけでみると、「唐 和兼業問屋」と同じようなことを行っているに もかかわらず、最初から和薬問屋を他者的にと らえているのはなぜなのだろうか。これは、薬 種中買が自分たちの生業のあり方を、 問屋とは 異なるものだと認識していることと関係していると考えられる。史料 10 後半の記述の中で、〈1〉「唐和兼業問屋」は和薬種を「引請」ける商売で、〈2〉自分たちは薬種を「交易」し、「売捌」く商売であると述べている。ここからは、「唐和兼業問屋」たちが薬種を荷主から引きうけて自分のところへ着荷し、口銭を取って売買に介在する商売であるのに対し、薬種中買は自己の資本で商品を買い受けたり売り捌いたりする商売であるという違いがみてとれる。この両者の違いを明確に認識していたため、薬種中買たちは和薬問屋株を最初から他者的にとらえたものと考えられるのである。

次に注目したいのは、後半〈3〉の内容にあるように、大坂においては和薬種の取引が、様々な職種の多くの人々によって、かなり自由に取引されていることである。この点については史料2・3のところでも述べたことであるが、和薬種の取引に関しては、薬業関係の商人だけでなく、素人も携わることができたのである。そしてこのような取引は、「唐和兼業問屋」や薬種中買の取引と並んで叙述されていることからも分かるように、大坂における和薬種取引の中で少なからざる比重を占めていたものと考えられる。これらの和薬種は自分で使うか、自己の商売の取引先へ売ることもあっただろうが、まとまった量を入手した場合、薬種中買が買い取ることもあったのである。

これに対し、「唐和兼業問屋」の場合は、このような買い取りはかなり限定的なものであったとみられる。唐薬問屋から町奉行宛に提出した7月11日付の口上書には、次のようなくだりがある。

史料 11

(前略) 尤諸国荷主共より引受候和薬種, 代銀壱貫 目二付口銭三拾匁取之候, 并京都・江戸・大坂薬種 仲買共より買受候諸品, 代銀壱貫目二付口銭廿匁取 之候, 私共より諸国へ売候品者, 多ク無口銭二而売 渡申候, (後略)

ここで述べられているように,「唐和兼業問屋」の生業は,諸国荷主から引きうけたり,大 坂薬種仲買(=道修町薬種中買)などから買い 受けた和薬種を、口銭を取って売り渡すという ものなのである。この中で買い受け先に「京都・ 江戸」とあるのは、大坂薬種仲買と並んで記さ れていることからして、道修町薬種中買と類似 の生業を行っていた、京二條薬種問屋および江 戸本町薬種問屋をさすものと考えられる。すな わち「唐和兼業問屋」が和薬種を買い受ける相 手は、かなり大口の相手に限定されていたと考 えられるのである。またこれと関連して、引き うける薬種を送り込んでくる荷主についても注 目しておきたい。薬種中買側の叙述とはいえ. 史料 10 後半の中で、〈2〉・〈3〉で「諸国」とあ るところを、〈1〉の「唐和兼業問屋」の取引につ いては「関東筋・山城・大和・紀州・勢州抔」 と具体的な地域名を挙げて記している。また「唐 和兼業問屋」みずから史料7の中で、差し支え の理由として「諸国荷主共了簡不能」として、 荷主の気受けを特に問題にしている。このよう なことから、彼らは特定の地域の特定の荷主と 恒常的な関係を取り結び、そこから送り込まれ てくる和薬種の引き受けを中心的な渡世の内容 としていたと考えられるのではないだろうか。

このような中からは、薬種中買と〈3〉の人々に は共通の利害が存在することが読みとれる。そ れは、和薬問屋株が作られて株所持者に集荷独 占をされては困るということである。〈3〉の人々 は、自らのもとに和薬を直接入手することが出 来なくなるので当然困る。そして薬種中買も. 交易で入手した和薬が和薬問屋にしか売れなく なるばかりでなく、〈3〉の人々との取引も失うこ とになるのである。改料が徴収される上に集荷 独占が行われては、〈3〉の取引で大坂に入ってく る和薬種は当然減少する。たとえ薬種中買自ら が和薬問屋株を得たとしても、これまで以上の メリットは無いのである。彼らの取引は、史料 10の中で「手広商売」と表現されているような、 大坂における自由な和薬種取引のあり方の中で こそ成立しうるものだったわけである。ここに、 薬種中買が和薬問屋を他者的にとらえていた. もう1つの理由があると考えられるのである。

このようなことを含めて考えると、「唐和兼業 問屋」と薬種中買は、どちらも大坂への廻着量 の減少を挙げて源八の出願に反対してはいるも のの、廻着量が減少した場合に何が困るのかと いうことにまでふみこんでみると、薬種中買の 方がより広い意味での悪影響を危惧しているこ とが分かる。そしてそのような広い視点での言 及を行いうるのは、薬種中買自身が大坂におけ るより広いレベルでの和薬種取引に関わってい たがゆえのことだったわけである。

こうして、薬種中買・唐薬問屋それぞれから、源八出願に対して差し支えを申し立てる口上書が提出された。これを承けて源八側は、8月5日に代人小右衛門から町奉行宛に口上書を提出し、次のような内容の意見を述べた。

・薬種中買たちは、先年の和薬改会所のことを 持ちだして反対しているが、今回の出願は新規 のものであり、和薬種だけでなく唐薬種の取締 のためにもなるはずである。それなのに薬種中 買は、自分の勝手や憶測で意見を言っている。 ・唐薬問屋は、和薬改めを無料で行うと言うが、 冥加銀や諸入用はどのようにしてまかなうの か、理解しがたい。しかしそれで改めが行える のなら、反対のしようがない。唐薬問屋の出願 が採り入れられるのであれば、彼らも願ってい るとおり、自分も加えて唐薬問屋と自分の双方 に、改会所を申し付けてほしい。

すなわち、薬種中買に対しては全面的に批判の態度であるが、唐薬問屋に対しては出願内容の実現性に疑問を示しつつも、自分たちに勝ち目なしとみて、この出願に乗る構えをみせたのである。ただし、源八は唐薬問屋の改めに加わることについて、文中で次のように表現している。

「私義差加申度段, 問屋共より奉願上候趣奉承知候, 然ル上ハ何卒右問屋共・私双方へ御免被為成下候者, 御慈悲難有奉存候」

この文面でみると、問屋と源八が対等な形で 会所を引きうけるかのような言いまわしになっ ている。しかし先に見たように唐薬問屋側とし ては、あくまで自分たちが会所や株の運営を掌 握することを願っており、その上で源八のこと は「見改役」という付随的な立場で加わること を容認したにすぎないのである。このような微 妙な言いまわしの違いの中からも, 双方がより 自分に有利な立場を築こうとして, 攻防をくり 広げている様相を読みとることができるであろ う。

いっぽう,薬種中買たちは8月11日に,史料9でみた7月10日の唐薬問屋の口上書について,次のような意見を述べた。

史料 12

乍恐口上

(中略)

- 一私共仲間之者共存寄之義ハ、先達当四月晦日書 付ヲ以奉申上候義二御座候, (中略) 唐薬之義ハ 長崎表一方口之物二御座候得八. 問屋之外出申 義も御座候而ハ甚紛敷不正之義も御座候得共, 和薬之儀者六十余州より多少二不限出申物二御 座候得ハ、当所計二而取締致し候而も外々江相 廻り、登り荷物も減少仕候得者、私共商売筋諸 国へ売捌申込薬等代銀交易之差支、甚難渋二奉 存候, 五畿内二而も山城大和八別而産物茂多ク (中略) 夥敷荷数も為登候荷主共も多く御座候, 然ル処右弐拾軒之外江者送り候事も難相成候様 二成行申候而八甚手狭二相成指支可申哉, (中 略) 右和薬手掛ケ候者共(中略) 自然と勝手ヲ 以自由二取扱致候様二成行可申候. 左候得者当 所私共仲間計二而も無御座候、当地諸問屋・西 国北国関東筋・并二近国山方荷主共迄も一統手 狭二相成, 差支可申与乍恐奉存上候, (中略)
- 一(中略)私共仲間最初江戸表二而被仰付候節, (中略) 唐和薬とも同様之段被仰付候, (中略) 和薬改所者元文三年(中略)向後改所相止メ. 薬種屋之外素人迄も随分手広二売買仕候様被仰 付候, 尤真偽相改候義八私共仲間江右奉申上候 通被仰付候義,和薬改所者相止ミ申候へ共,唐 和薬とも常々改申義二御座候、然ル所右茨木屋 源八和薬二限り改度段, 何とも相済不申候, 左 様二成行申候而者私共仲間之規矩も相立かたく 歎ケ敷奉存候. (中略) 源八并唐薬問屋共申上候 儀者, 唯今迄手広商売仕来り候義, 右弐拾軒之 者共へ不残引請候様二仕度と申上候義, 外々諸 国荷主共并当所諸問屋迄売捌方手狭二相成難渋 仕候義ヲ不顧、自分之勝手ヲ以奉申上候義と奉 存候, 左様二相成候へ者, 唯今迄百箇引請候者 ハ千筒弐千筒も引請候様二成行申候得者. 右改

方も無料二て相改メ,御上納其外改方入用も随 分相償申候義二御座候,此段御賢察被成下,唯 今迄之通手広商売仕候様被為仰付被下候ハゝ, 私共仲間之規矩も相立,外々指支も無御座候, (中略)已上,

天明三卯年八月十一日

薬種中買年行司 小西 六兵衛 (以下四名略)

御奉行様

これによると、薬種中買たちの言い分は次のようにまとめることができる。

- (1) 和薬は諸国から産出する物なので、大 坂だけで取り締まっても、他所へ荷物が廻って しまい、廻着量が減少するだけである。
- (2) そうなれば、諸国へ込薬を売り捌いた 代銀と和薬とを交易する自分たちの商売に差し 支える。
- (3) 20 軒の「唐和兼業問屋」以外へは荷を送ることができなくなれば、荷主にとっても商売手狭となり、差し支える。
- (4) これでは「唐和兼業問屋」の勝手なふるまいをひきおこすことになりかねず、和薬を取り扱っている者たち全てにとっての差し支えとなる。
- (5) 自分たちは、享保期に和薬改会所を申し付けられて仲間として公認されて以来、唐・和薬種ともに真偽改めを行ってきた存在であり、源八に和薬種だけを改められては、自分たちの存立に関わる問題となる。
- (6) 源八や「唐和兼業問屋」の出願は、これまで手広く商売してきたところを、20軒だけで引きうけるようにしたいということであり、荷主や諸問屋の難渋をかえりみない自分勝手な出願である。引きうける荷物が大幅に増えれば(口銭収入も増大して)、改めを無料で行っても、冥加銀や諸費用を賄えるのは当たり前である。

そして、このようなわけで、これまで通りの 手広商売を願うという内容になっている。

(1) から(4) が前半の箇条の内容にあたるが、ここでは「唐和兼業問屋」への集荷独占を避け、手広く和薬売買ができることが、自分た

ちだけでなく大坂全体にとって重要であるとの考えが貫かれている。また後半の箇条の中でも、そのことの裏返しとして、「唐和兼業問屋」に集荷独占を許せば、彼らの口銭収入が増大して、諸経費も冥加銀も出せるのは当たり前だと批判している〔(6)〕。さきに指摘したように「唐和兼業問屋」は、もともと大坂の中で限定的な集荷しか行っていなかったのであり、この批判は当を得ているといえよう。

また,(5)にあるように,薬種中買たちは,和薬も唐薬も両方とも改めを行っているということを,自分たちの由緒との関わりで強調している。このことは,薬種中買たちが,売り捌き・交易という生業の中において,和薬も唐薬も一体に取り扱っていることとも直結しており,強調しておかねばならなかったものと考えられる。

こうしてこの口上書は、自分たちだけでなく、 和薬に関係する他の存在まで広く目配りした内容となっている。 史料 10 でみたように薬種中 買は、大坂で薬種に携わっている他の様々な存在とも重大な関わりを持っているため、おのずからこのような記述を取ることになったものと考えられるが、それを十分に認識していない町奉行所からは、この口上書を、「殊外入組候間、諸方差支引貫丰候而、其方共仲間限り之差支計申出候様」にと、差し戻されてしまう。そのため彼らは、自分たちに直接関わる(2)・(5)の内容のみに修正した上で、やはりこれまで通りとしてほしいとする口上書を、9月6日に提出し直したのである。

これに対し奉行所は、12月16日に薬種中買年行司を呼び出し、この口上書のことについて尋ねた。その内容は要約すると次のようなものであった。

・薬種中買の口上書では、享保年中の和薬改のことや、唐薬売買のことまでとりまぜて上申しているが、唐薬売買は別のことであるし、享保の和薬改については、改会所が差し止めになった時に勝手次第売買の触を出しており、薬種中買だけを特別扱いできるものではない。たとえ新たに和薬問屋が出来ても、薬種中買は仲買をして、真偽改めをし、売り捌けば差し支えはな

いはずである。唐薬問屋は改料も取らずに改めを引きうけると言っているのに、薬種中買だけが強いて差し支えを申し立てるのは、自分勝手を言って、ためになることを妨害するものであり、もってのほかのことである。それでも理にかなった差し支えがあるというのなら、上申してみよ。

ここで問題とされている 9 月 6 日の口上書 は、引用は省略するが、内容は先述のように史 料 12 のところで挙げた (2)・(5) にあたるも のである。これについて奉行所側は、享保年中 の和薬改めのことや唐薬売買のことは、今回の 件とは別問題であるとして、(5)の内容を否定 している。また薬種中買のことを、仲買(=問 屋から買い受け)をして売り捌く主体としてし か見ておらず。(2)の内容についても全く理解 を示していないことが分かる。こうして奉行所 側は、薬種中買の主張をほぼ全面的に否定し、 その上また唐薬問屋の案にあくまで反対するこ とに非難まで加えるという. 厳しい姿勢で迫っ たのである。しかし、彼らはそれでも屈しなかっ た。この尋ねをうけて提出した 12月 23日の返 答書においても、次のような上申をしたのであ る。

史料 13

乍恐口上

(中略)

此儀私共是迄商売仕来り者, 唐和込薬其外櫃物箇物等迄諸国注文二応差下, 其国々産物之和薬種交易仕候義二て, 西国筋より出候品者東国へ差下, 東国北国より出候品者西国筋江差下候, 類式者当地三郷薬種屋合薬屋迄も手広商売仕候義二御座候, 然ル処唐薬問屋之内二て新二和薬問屋株出来候而者, 諸国より私共江引請候分, 一旦者不残右問屋江売渡候様相成候而者, 至而手狭相成申候, 当四月晦日・九月六日追々書付を以奉申上候通, 私共仲間勝手ヲ以奉申上候義ニ而も無御座候, 当地諸問屋并国々より為差登候荷主共迄, 右和薬問屋と申者新規二出来候而, 不残其方江計引請候様ニ相成申候而者, 殊外手狭相成, 商売方甚差支難渋仕候二付, 御益有之品を募而差障り奉申上候義, 何とも恐多奉存候得とも. 右之通二相成候而者極メ

て差支二相成申候, 尤此段見越之様二被思召候得 共, 恐をも不顧奉申上候, 何卒御慈悲之上唯今迄 之仕来之通被為仰付被下候ハゝ, 仲間之者共一統 難有可奉存候, 已上

天明三年卯十二月廿三日

薬種中買年行司 大和屋 嘉兵衛 (他三名,略)

御奉行様

ここでは薬種中買たちは、 自分たちの生業に ついてより詳しく説明した上で、和薬問屋が新 規に出来て、残らず彼らのみが荷を引きうける ようになっては、自分たちだけでなく、大坂の 諸問屋や諸国の荷主にとっても、非常に手狭に なり、商売に差し支えるとして、やはりこれま で通りとしてほしいと願っている。すなわち、 和薬問屋が新たに出来て、大坂に入ってくる和 薬を集荷独占されることが、何よりも問題なの だという点を強調して、どうしても受け入れる ことは出来ないと抵抗したのである。ここで出 されている理由は、強調点が違っているだけで、 史料10や史料12で出されていたものと実は変 わりはない。その中核となる理屈は「手広商売」 であり、これが妨げられて「手狭」になること を問題として、和薬問屋株にも改会所にも反対 していたのであり、彼らの主張は終始一貫して いるのである。そのことにも関連するが、中買 仲間以外の差し支えは除外せよとのことで、9 月6日の口上書では削除された, 史料 12の内 容(3)・(4) の点がここで再び復活しているこ とには注目しておきたい。 史料 10 のところで も述べたように、中買仲間にとっての「手広」 は、彼らといろいろな形で関係を取り結んでい る諸国の荷主・大坂の諸問屋やその他和薬に関 わる諸存在の利害と切り離せないものであっ た。そのため、やはり彼らの主張の中で触れな いわけにはいかないのであり、またそれがゆえ に、自分たちだけでなく多くの人々に差し支え るという、最も理にかなった理由を獲得し、「恐 をも不顧」差し支えを主張することが出来たの ではないだろうか。

こうして, 茨木屋源八・唐薬問屋・薬種中買 の間で攻防がくり広げられたこの一件は、この 後しばらくおいて、翌天明4年8月に至り、ようやく決着をみることになる。8月2日に唐薬問屋と薬種中買の年行司が奉行所に呼び出され、申し渡された内容が次のように書き留められている。

史料 14

一先達より伏見茨木屋源八願出候和薬改一件之義, 追々差支有無相糺ス所, 中買よりも追々差支申出有之, 然ル処源八義病気二取合, 未快気之程も難計二付, 右願之儀も相止メ, 最初之願書源八方江御下ケ有之候間, 此旨問屋中買共相可心得旨被仰聞候而, 右一件落最仕候事,

源八が病気を理由にして出願を取り下げたとあるが、「中買よりも追々差支申出有之」とあるように、薬種中買たちの反対が功を奏して、源八側が断念せざるをえなくなったことは明らかであろう。源八案への対案として出された唐薬問屋の案で、実現に向けてかなり前向きな立場をとっていた町奉行所も、薬種中買のねばり強い抵抗にあい、彼らの主張の意味をどこまで理解していたかは別にして、ともかくも最終的にこれを押しきることは出来なかったわけである。

第 2 節 寛政の和薬改会所構想をめぐっ て

茨木屋一件から約10年を経た寛政4(1792) 年末に至って、和薬改会所の設置の話が再び持ち上がった。今度は特定の願人によるものではなく、享保期の改会所と同様に江戸・大坂・京都・堺・駿府の5か所への設置を、幕府が構想したのであった。時期的にみて、寛政改革の一環として構想されたものなのかもしれないが、詳しいことは不明である。「道修町文書」に残された史料から、断片的に分かるこの問題の経過を大まかに記すと、以下のようになる。

寛政4年12月25日,大阪町奉行所に唐薬問屋と薬種中買仲間の年行司が呼び出され,薬種屋のうち巧みな者へ和薬改会所を申し付けても差し支えないかと問われた。翌5年1月19日.

薬種中買は自分たちへ改会所を申し付けてくれ るなら差し支えないと回答した。ところが唐薬 問屋も自らが改会所を引きうけたいと回答した ため、奉行所は両仲間一体で引きうけることで はどうか、対談するよう命じた。これに対し薬 種中買は、1月25日・2月1日・2月6日と続 けて、やはり自分たち単独で引きうけたいと願 い出ていたが、2月8日に至り、一転して唐薬 問屋のうち和薬商売を兼ねている者と一体で引 きうけたいとの願書を、 唐薬問屋と連名で提出 したのである。わずか2日で一転していること からみて、おそらく町奉行所からの強い意向が はたらいたのではないかと考えられるが、その 詳しい経緯や、これ以後の経過を知ることので きる史料は残されていない。そのため、この改 会所の具体的な構想内容も、それが実際に設置 に至ったのかどうかすらも不明である。ただ. これ以降の時期の史料でも、 改会所に関する記 述は全くみられないことから、おそらくは実現 しなかったものとみられる。

このように、この件に関しては先の茨木屋一件のように詳細に知ることはできない。しかしそのかわりに「道修町文書」には、中買仲間が奉行所へ提出した返答書の写しとともに、それが作成される手前の段階での作成案や下書きなどもいくつか残っており、この中には薬種中買と唐薬問屋との関係を考える上で、大変興味深い内容が含まれているのである。そこで以下では、寛政の和薬改会所自体の問題には直接触れることはせず、薬種中買と唐薬問屋との関係という点に関わる部分に絞って、史料を掲げてみていきたい。

史料 15 12)

乍恐口上

(中略)

一唐薬問屋之職分与申候者,櫃箇入之薬種荷物引受,善悪真偽者買手之目利二任,直段ヲ承引荷主へ掛ケ合売渡し,定之口銭双方より申受渡世仕候者ニ御座候,櫃箇入荷物之侭売買仕候渡世ニ御座候得ハ,真偽不相分共商売之出来候御事故,真偽相分り可申様無御座候,殊ニ和薬種手掛ケ之者,唐薬問屋株弐百廿八人之内漸々十八九人御座候,此十八九人とても右奉申上候通り,

荷物之侭売買仕候御事故,真偽相分り不申候二付,一昨亥年和薬種糺方別紙之通書付相渡置候御事,(中略)於御当地和薬種荷物取扱仕候ハ,私共仲間ハ不及申上,唐薬問屋之内十八九軒之者,脇店薬種屋,西浜辺諸問屋并二田舎取引仕候他商売人,都而和薬荷物引受売捌キ申候,(中略)

一私共仲間之義ハ, 唐和薬種とも櫃箇物切解, 薬 種善悪真偽又者交り物等撰分ケ, 袋込二仕売出 し候渡世二御座候二付, 日用真偽改第一之商売 二御座候得者, 幼年之時より自然与薬種真偽目 覚申御事二候, (中略)

且御江戸本町組・京二條組・堺宿屋町組・駿府 薬種屋, 私共仲間同一体之渡業二御座候二付, 右五ヶ所之者へ先年改方被為仰付候御義二御座 候, (後略)

史料 16 13)

(端裏に「反古」とあり)

筋書

薬種仲買仲間

(中略)

一穀物取扱仕候諸問屋へ,田舎より和薬登り込候 義数多有之候,素人之義二付,私共より薬性善 悪教遣候而買請候義間々有之候,唐薬問屋之内 和薬を兼候者共,右穀物問屋と同前二而,薬性 見分ケ之義ハ素人同前二而,中々真偽見分ケ抔 之義ハ及絶之御事二御座候.

史料 17 14)

筋書

薬種仲買仲間

(中略) 当表へ登り込候和薬, 右唐薬問屋之内二限り候義而ハ無御座候, 私共仲間又者西浜辺諸問屋へ過半登り込申候, 唐薬問屋之義ハ唐薬荷物引請第一二仕候二付, 和薬引受候者聊二候得者, 右申上候西浜辺諸問屋共与同様二而, 薬種真偽之義 抔者至而不案之者ニ御座候ニ付, 私共同意不仕候 御義ニ御座候, (後略)

正月十五日

これらの史料は、いずれも返答書を作成する際の作成案または下書きとみられ、引用は省略したが、文中には削除や加筆など、多数の訂正

が加えられている。かなり露骨に唐薬問屋を見下した表現がとられているが、実際に提出した返答書中ではこのような部分は削られたようで、唐薬問屋の能力については触れずに、自分たちの職分や由緒をもとに単独での改会所の引きうけを願う文章となっている。従ってここで挙げた内容は、中買仲間が公式に主張したものとはいえないのだが、職分についての記述などは、おおよそ事実を反映しているとみてよいであろう。このことを前提に、以下1点ずつみていこう。

まず史料 15 では、唐薬問屋と薬種中買の職分について、対比的に記述されている。唐薬問屋の職分は、櫃や箇といった大きな単位の入れ物に詰められた薬種荷物を荷主から引き受け、薬種の品質については買い手の目利きに任せて希望の値段を聞き、荷主と掛け合って価格が決まれば売り渡し、売り手・買い手双方から決められた額の口銭を取って渡世する者であるという。櫃入り・箇入りのままで売買するため、薬種の真偽が分からずとも商売ができ、真偽など分かるはずもないのだという。

いっぽう,自分たち薬種中買の職分は,唐薬・和薬とも櫃や箇に入った荷物を解体して,薬種の品質をみたり偽物や混じり物がないかみたりして選り分け,袋詰めにして(この状態にしたものを「込薬」という)売り捌く渡世であるという。このため、普段から薬種の真偽改めが最も重要となる商売なので、幼いときから自然と薬種の真偽を見覚えているのだという。すなわち、薬種の目利きが出来るのは自分たちだけであり、その能力のない唐薬問屋を交えて改会所を引きうけることなど出来ない、というわけである。

次の史料 16 では更に辛辣である。穀物を取り扱っている諸問屋へ、穀物と共に在地から和薬種が積み登ってくることが頻繁にあるが、素人なので自分たちが薬種の品質などを教えてやった上で買い受けることがよくある。「唐和兼業問屋」もこのような穀物問屋と同じで、薬種の品質の見分けは素人同前であり、まして真偽の見分けなど出来ようはずもないのだという。薬種中買から見れば、唐薬問屋の目利きの能力は素人同前との認識なのである。

また史料 17 では、大坂へ登ってくる和薬種 は、唐薬問屋のところだけに限ったものではな く、過半は自分たち薬種中買や、西浜辺りの諸 問屋のところへ登り込むのであり、しかも唐薬 問屋のうちで和薬を引きうけているものは少し しかおらず、西浜辺りの諸問屋と同様で薬種の 真偽などについては不案内であり、そのような 者たちと一緒に改会所を引きうけることは出来 ないと言っている。すなわち、和薬種の取扱い 量についても、「唐和兼業問屋」より薬種中買や 西浜辺りの諸問屋の方がむしろ多く取り扱って いるとして、「唐和兼業問屋」の地位を低くみる 主張をしているのである。この点については史 料 15 の 1 か条目の最後の部分でも、薬種中買・ 「唐和兼業問屋」・脇店薬種屋・西浜辺りの諸問 屋・田舎取引をしている他商売人などが、みな

「唐和兼業問屋」・脇店楽種屋・西浜辺りの諸問屋・田舎取引をしている他商売人などが、みな和薬荷物を引き受けて商売していることに触れている。このうち脇店薬種屋とは、薬種中買などから薬種を買い受けて、主に大坂市中などに売り捌いている薬種屋であり、田舎取引をしている他商売人とは、さきの史料 16 でみた穀物問屋のような存在のことを指しているとみてよいであろう。それでは西浜辺りの諸問屋とは何であろうか。これについては、『大阪市史』の次のような記述 15 が参考になる。

西濱問屋とは西横堀より下手に住し、諸国廻船入津 の船宿を渡世とする者の総称なり。西濱問屋は諸廻 船に積合となれる端下荷物をば、それぞれの株を有 せざるに拘らず引請け、之が売捌を取扱へる者にし て(後略)

すなわち、木津川沿いに展開する西浜町のあたり一帯に存在する諸国廻船の船宿は、入津した船に積まれた端下荷物を、株などを所持していなくても引き受けて売り捌くことができたようで、おそらくは諸国から積み送られてきた和薬種も、彼らが引き受けて売り捌くことがあったのであろう。しかも薬種中買の記述に従うと、その取扱い量は、薬種中買のもとへ登ってくる分と合わせれば、大阪へ積み登ってくる和薬種の過半に達するというのであるから、相当量の和薬種が彼らのところに廻着していたものと考えられるのである¹⁶⁾。この点は、さきの茨木屋

一件の中で検討した、大坂における和薬種取引 の「手広」なあり方の一端を示すものであると いえよう。

このようにして、薬種中買は自分たちの職分 と関連づけて、薬種の目利きの能力があること を強調し、逆に唐薬問屋のことは、その職分と の関連で、少なくとも薬種の目利きという点に おいては、和薬種を取り扱う他の諸存在と同様 で素人同前だとみているのである。これはあく までも薬種中買側からみた認識であり、実際に そこまで唐薬問屋が薬種についての知識を持ち あわせていないといえるかどうかは、慎重に検 討する必要のあるところである。ただ、薬種中 買たちの認識としては、 込薬の売り捌きという 生業のあり方に基づいて、目利きの能力につい て他者と一線を画していると自負していること は間違いないであろう。そしてまたこの点は、 彼らが享保期に和薬種の目利きに優れているこ とで和薬改会所を申し付けられ、株仲間として 公認されたという由緒にもつながるところなの であり、譲ることのできない点であったと考え られるのである。

おわりに

この2つの事件を通して見えてきたものは何であろうか。茨木屋一件では、結末だけをみれば源八の敗北・薬種中買の勝利、そして寛政の改会所一件では、薬種中買と唐薬問屋の対抗ということで、新たな利権の獲得を企てた者が現状の勢力によって阻まれ、現状の勢力はその内部で対立しあうという構図のようにもみえるが、実際にはそう単純なものではない。

2 つの事件は、それぞれに違った展開をみせるが、どちらにおいても薬種中買と唐薬問屋が、 大坂における和薬種取引のあり方、そしてその中に位置づくそれぞれの生業のあり方に基づいて、自分たちの主張を展開しているという点では共通しているのである。

薬種中買は、櫃を解体して込薬にして売り捌くという生業のあり方の中で、きめ細かな取引網を作り上げていき、それを活かして交易などの形で、より広範囲で多様な薬種取引を行う道

を切り開いていたといえる。それに対して唐薬 問屋あるいは「唐和兼業問屋」は、特定の荷主 などから大量の薬種を引きうけて、櫃単位で薬 種中買や江戸・堺の問屋など大口の薬種商人だ けに売り捌く生業を基礎においていたため、薬 種中買の場合のような様々な存在との取引関係 は、作り上げられる条件を欠いていたといえよ う。両者はそれぞれこのような立場に規定され つつ、自らの差し支えを主張したために、 茨木 屋一件では同じように反対しながら源八を容認 するかしないかが分かれ、寛政の改会所一件で は同じように会所の引きうけを願いながら対抗 するという展開となったものと考えられるので ある。すなわち茨木屋一件では、和薬問屋株が 出来れば、薬種中買は自らも深い関わりを持つ 大坂全体の多様な和薬種取引が否定されること になるので、どうあってもこの「手狭」を容認 することはできず. 茨木屋を否定したわけであ るが、「唐和兼業問屋」は株料を支払って源八に 支配されることさえなければ、自分たちの生業 への影響はそれほど無く、むしろ集荷量を増や せるかもしれないということで、源八を容認し えたわけである。また寛政の改会所一件では、 改会所を両仲間一体で引きうけることには、両 者の生業のあり方に基づく目利き能力の差異か ら、薬種中買はできる限り反対し、唐薬問屋に 対抗を示したわけである。

したがってこれらの動きは、単純な特権保持 志向とのみ、みるわけにはいかない。彼らは確 かに既得権を守ろうとはしているが、それ以上 の独占を強く望んでいるわけでもないのであ る。茨木屋源八はともかくとして、唐薬問屋と 薬種中買の対抗は、似たもの同士の特権の奪い 合いではなく、両者が取引の中でおかれている 立場、その生業のあり方自体に根ざした、必然 的に生じる主張の違いであったとみるべきであ ろう。どちらに正義があるというものでもない のである。ところが、町奉行所はそのようなこ とは十分には認識していない。冥加銀の増収、 あるいは不正の取締といった、画一的な政策の 面からみて「正しい」ほうに、ことを運ぼうと している。茨木屋一件が思いのほか長期にわた り争われることとなったのは、茨木屋・唐薬問 屋・薬種中買・町奉行所のそれぞれが、違った

立場から違った主張をくり広げたために,取引の実態や生業のあり方,由緒の問題,政策的な意図などが絡みあって,争点が複雑化した結果なのではないだろうか。

薬種の取引は、それに携わる諸存在が現実の 取引の中で作り上げてきた、複雑なバランスの 上に成り立っていた。その中で薬種中買と唐薬 問屋も、日常的には互いに最も重要な取引相手 として、警戒はしつつも切り離しがたい関係を 取り結んでおり、彼らをとりまく諸要素として、 取引のあり方・目利きの能力・仲間の由緒など の問題が、複雑に絡みあって存在していたので ある。ところが今回みてきたように、本来この バランスの中のどこにも位置づかないはずの茨 木屋や、公権力の意向・政策などが介入してく ると、バランスにひずみが生じることがある。 唐薬問屋と薬種中買の対抗はこのひずみの現れ であり、そこでくり広げられる互いの主張には、 おのずと両者をとりまく様々な要素が、色濃く にじみ出ることとなったといえるのではないだ ろうか。

問屋と仲買について考える場合、口銭などの 金銭的な面や、表面的な取引のあり方の違いの みに注目するにとどまらず、両者それぞれが、 取引などを通じてどのような存在とどのような 社会関係を築き上げているのかというところま で掘り下げてみていくことで、両者の性格の違 いがより明らかになるのではないだろうか。本 稿ではこのような視点に基づき、唐薬問屋と薬 種中買を取りあげてみたものであるが、これと の関連で触れておきたいのは、唐薬問屋は荷受 問屋,薬種中買は仕入問屋的存在という分け方 でとらえる説170である。このとらえ方は、自己 資金で商品を仕入れるかどうかという、主に荷 主との金銭的な関係に注目した中での区別を重 視しているといえよう。その側面からみればこ の分け方も誤りではないと思うが、売り・買い の具体的あり方に着目しながら、荷主だけでな く売り先まで、あるいは金銭的な関係だけでな く人的・社会的関係まで含めて、広く近世社会 の中で彼らの位置づけを行おうとするならば, 荷受問屋か仕入問屋かという二者択一ではとら えきれないものが多いのではないだろうか。ま た大きな流れでいえば、荷受問屋から仕入問屋 へという歴史的変遷をたどるものと言われている 18が、少なくとも薬種の場合で言えば両者の違いは生業のあり方そのものの違いというべきものであり、どちらが原初的形態であるとか発展的形態であるとかいうとらえ方はできないように思われる。

なお、唐薬問屋と薬種中買の性格を考える際には、和薬種取引のみでなく、唐薬種取引についても具体的な実態を明らかにしておく必要があるが、この点については本稿では十分に触れることができなかったので、別稿を用意したいと考えている。

注

- 1. 拙稿「大坂における唐・和薬種の取引と仲間」 (塚田孝他編『近世大坂の都市空間と社会構造』 山川出版社, 2001 年)。
- 2. この一件については、今井修平「大坂市場に おける株仲間発展の一形態-道修町薬種中買仲 間を例として一」(『ヒストリア』72 号, 1976 年) においても検討が加えられている。その中 では、唐薬問屋は和薬種の流通でも特権的地位 を得ようとしたのに対し、薬種中買は和薬種の 自然的流通の中心となりつつあったため、規制 が加えられることに反対した, ととらえられて おり、幕府に規定された流通か、自然流通かと いう、流通のあり方への志向の違いとして両者 の対立が描かれている。しかし本節でみていく ように、 唐薬問屋も薬種中買も、 大坂における 実際の薬種流通のあり方を基礎に置き、その中 で主張を展開している点では共通しており、両 者の対立は、その流通の中にどう位置づいてい るかという違いに根差したものと考えるべきな のではないだろうか。
- 3. 道修町資料保存会所蔵。

- 4. 「道修町文書」101043。なお,数字は『道修町文書目録近世編』(道修町文書保存会編,1993年)の文書番号。以下第1節で用いる史料は,特に出典を掲げていない限り,全てこの帳面からの引用である。
- 5. 「道修町文書」105099。
- 6. 「道修町文書」105100。
- 7. 「道修町文書」101010. 6月21日部分。
- 8. 前注1拙稿。
- 9. 「道修町文書」101052 · 101053。
- 10. 寛政 2 年 3 月「唐木香之内偽物有之候二付於 江戸表被仰渡候一件」(「道修町文書」409097) の史料中に見える, 唐薬問屋年行司の署名で確 認できる。
- 11. 『大阪市史』第1巻817頁・1140頁等。
- 12. 「道修町文書」101079。1月25日の返答書の下書きとみられる。
- 13. 「道修町文書」101085。1 月 19 日の返答書 の作成案とみられる。
- 14. 「道修町文書」101072。1月19日の返答書の作成案とみられる。
- 15. 『大阪市史』第2巻, 680頁。
- 16. 原直史「松前問屋」(吉田伸之編『近世の身分的周縁 4 商いの場と社会』吉川弘文館, 2000年)の中では、大坂での干鰯取引において、東組松前問屋―靫干鰯屋という取引の枠に縛られない形で、小問屋(=西浜問屋)たちが、荷主から干鰯を引請けて靫干鰯屋へ売り捌いていることが明らかにされている。大坂における諸商品の流通の中で西浜問屋が占めている位置を考える上で、興味深いところである。
- 17. 今井修平「江戸中期における唐薬種の流通構造-幕藩制的流通構造の一典型として-」(『日本史研究』169号, 1976年)第1章2。
- 18. 宮本又次『日本近世問屋制の研究』(刀江書院, 1951年)第5章第1節

The Significance of the Existence of the "Touyaku-donya" and the "Yakusyu-nakagai" Guilds Dealing with Raw Herbs: Examination of Opinions on the Establishment of the "Wayaku-aratame kaisyo" Facility

Sachiko WATANABE

I have shown the significance of the existence of two "Kabunakama" guilds dealing with raw herbs, namely the "Touyaku-donya" guild for wholesale stores and the "Yakusyu-nakagai" guild for brokers, in Osaka city in early modern times. So far, discussion of their significance has been limited to the fact that they bargained with customers. I have revealed that we need to discuss how they had an influence on society, i.e. 1) what type of connection they had with others, including customers, and 2) what they were an experienced in, as well as 3) their bargaining, in order to understand their significance. My findings may help us to a general understanding of the significance of the existence of guilds in Japan at that time.

In the first section, I have shown that the significance of the existence of a guild changes depending on the person whom the guild has a connection with. I have examined the "Ibaragiya genpachi" affair. Ibaragiya Genpachi, who did not belong to either of the two guilds, applied to establish the "Wayaku-aratame kaisyo" facility for the inspection of quality of raw herbs, in order to get the service charge for the inspection. Both guilds objected to his plan, since they would suffer a loss when the facility was established. I have found that the reasons why they objected are slightly different, due to different influences on their customers that would follow the facility's establishment.

In the second section, I have revealed that we can distinguish the significance of the existence of guilds by the ability with which they learned from their business. I have examined a report on a new plan for the establishment of the "Wayaku-aratame kaisyo" facility applied for by the "Yakusyu-nakagai" guild. From a reading and understanding of the report, I have shown the guild's claim: that it was the only guild experienced in the inspection of quality of raw herbs, and that therefore the guild is quite different from the "Touyaku-donya" guild which did not have this experience.

Keywords: raw herbs, "Kabunakama" guild, wholesaler, broker, influence on society